

令和元年第13回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和元年12月20日(金)

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 午後 13時30分

閉会時刻 午後 14時30分

議長 会長 田中金治

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	出
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	出	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	出	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	出	13番	長堀進	欠
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	出
出席 13名			欠席 1名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中弥一	出	南畑1	関根和市	欠
水谷2	神山稔	出	南畑2	谷合章	出
鶴瀬1	横山勝之	出	南畑3	萩原好伸	出
鶴瀬2	星野幸夫	出			
出席 6名			欠席 1名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷合正史	事務局次長	池上和也
事務局主査	吉野武明	事務局主任	荒木貢

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- | | | |
|-----|-------|----|
| 14番 | 丸山隆一 | 委員 |
| 2番 | 萩元不二夫 | 委員 |
| 3番 | 萩島保夫 | 委員 |
-

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第3条第1項の規定による許可申請3件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全委員の賛成によりすべての案件を「可」とした。

※議案第1-1、1-2、1-3については関連性があるため一括審議とした

○議案第1-1

議案第1-2

議案第1-3

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地確認を12月6日に行いました。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地（所有地13,755㎡、借入地0㎡）については、農地として適正に管理されております。

・農機具所有状況…トラクター1、田植機1、耕運機1、防除機1、コンバイン1、農業用トラック1、軽トラック1

・従事人数…世帯員4名

・申請地までの通作距離…自宅から50m（議案1-1）、

自宅から100m（議案1-2、1-3）

② 「農作業常時従事要件」

・世帯員4名…本人250日、妻250日、父300日、母300日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

・権利取得後の耕作面積 15,326㎡

③ 「地域との調和要件」

・申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。また農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従います。

・以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲受人は専業農家であり、家族で農業経営をされており、支障がないと思われま

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第4条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第2-1

(事務局説明)

申請目的「住宅敷地の拡張」の案件でございます。

「立地基準」

・10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できる場合があります。既存施設の拡張をする場合に拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当する場合は許可ができ、今回の申請はこちらに該当されると判断されます。

「一般基準」

- ・現況どおり宅地の一部として使用するため、工事等はございません。
- ・隣接地は自己所有地のため隣接地所有者の「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・必要最小限度の拡張のためやむを得ないと思われま

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第 3 - 1

(事務局説明)

申請目的「建売住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・申請地の前面道路に上・下水管の 2 種類が埋設されており、かつ 5 0 0 m 以内に南畑幼稚園、三浦病院の教育施設、医療施設が 2 つ以上あることから、第 3 種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・盛土 7 7 0 リュウベイ。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック 2 ~ 4 段積を設置。
- ・汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチにより敷地内処理をします。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、自己資金及び融資で対応することとしており、「残高証明書」「融資証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第 4 号議案 生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について 1 件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全委員の賛成により「承認」とした。

○議案番号第 4 - 1

- ・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

1 2 月 9 日に現地を確認したところ、自家消費用の野菜が作付け及び保全管理がされておりました。ご家族に話を伺ったところ、従事者は平成 2 4 年よりふじみ園に入所され、今年 5 月になくなりました。入所前は自家消費用の野菜を作付けされておりました。

(担当委員からの説明)

畑の前をよく通るため、入所前は農作業をしているところをよく見かけておりました。支障がないと思われれます。

第 5 号議案 生産緑地の取得の斡旋について

○議長は、生産緑地の取得の斡旋 2 件を議題として上程し、事務局の説明の後、斡旋がある場合には、事務局へ申し出ることとした。

○議案第 5 - 1

議案第 5 - 2

(事務局説明)

本件は 2 件とも、以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関しての斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について（依頼）」がございました。皆様には、営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

希望者がいる場合は 1 月 1 6 日までに事務局まで報告をお願いします。

日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第 3 条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和元年年 1 1 月 1 9 日から令和元年 1 2 月 1 3 日まで)

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 | 1 件 |
| (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 | 2 件 |

日 程 第 4 協 議 報 告 事 項

1. その他

議長は、令和元年第 1 3 回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月20日

議 長

1 4 番

2 番

3 番
